ハ　ヒ素

ヒ素試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると２μg／ｇ以下となる。

ニ　重金属

重金属試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として0.8μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると20μg／ｇ以下となる。

⑤　内容物に直接接触する部分に使用するポリスチレンは、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　揮発性物質

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の５．ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　材質試験の①　揮発性物質の試験を行うとき、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は、1.5㎎／ｇ以下でなければならない。

ロ　ヒ素

ヒ素試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると２μg／ｇ以下となる。

ハ　重金属

重金属試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として0.8μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると20μg／ｇ以下となる。

⑥　常温保存可能品の容器包装にあっては、遮光性を有し、かつ、気体透過性のないものであること。

⑦　内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　カドミウム及び鉛

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑴　一般規格の１．材質試験のａ　カドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ５μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると100μg／ｇ以下となる。

ｃ　金属缶は、次の条件に適合するものであること。

①　次の試験法による試験に適合するものであること。この場合、試験に用いる試験溶液の調製は、１．のｂの①のイ　試験溶液の調製を準用する。

イ　ヒ素

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液10mLについて、ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、ヒ素標準溶液は、乳等の容器包装試験用のものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となる。